

幼稚園型認定こども園東粉浜幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人東粉浜幼稚園
所 在 地	大阪市住吉区東粉浜2丁目11番14号
電 話 番 号	06-6671-7875
代表者氏名	理事長 平井 義郎

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園東粉浜幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区東粉浜2丁目11番14号
連 絡 先	電話番号06-6671-7875 FAX06-6671-7271
管 理 者	園長 西川 祐子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定こども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の園児 150人 <2号認定こども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする園児 60人 <3号認定こども> 満3歳未満で保育を必要とする園児 11人
開 設 年 月 日	平成31年4月1日
事 業 所 番 号	2710051006700

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 保育方針『仲間とのふれあいを通じて豊かな心と明るい未来を育む』

○いつも健康でがんばるこども

○あたたかい心でみんなと力を合わせるこども

○自分から進んでするこども

当園ではこれを保育の重点目標におき、人格形成の基礎となる「思いやりと意欲」のあるこどもを育てています。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1105.47 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 1. 2 階 鉄骨造 1. 2 階 鉄筋コンクリート造、1. 2. 3 階
	延べ床面積	1026.61 m ²
園 庭		地上園庭 644.69 m ² (既存園舎) 地上園庭 33.21 m ² (別棟第2園舎)

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	7 室	2 歳児クラス 別棟第2園舎1階1室、 3 歳児クラス 2 室、 4 歳児クラス 2 室、 5 歳児クラス 2 室
職員室	1 室	既存園舎1階 1 室
多目的ホール	1 室	既存園舎2階 1 室
調理室	1 室	既存園舎2階 1 室
図書室	1 室	既存園舎2階 1 室
子育て支援室	1 室	別棟第2園舎2階 1 室

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、幼稚園教育要領（平成 20 年 3 月 28 日文部科学省告示第 26 号）及び保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 徒歩通園

交通安全教育と健脚づくりをめざし、毎日集団登園をしています。

但し、集団徒歩通園に事情により参加できない場合は直接当園に送迎となります。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和7年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1		1	
主幹教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
指導教諭	園長・主幹教諭を助け、園児の保育をつかさどる	1	1		
教諭	園児の保育をつかさどる	12	9	3	
教育補助職員	特別支援教員	10		10	
その他の職員	時間外保育支援員	12		12	
その他の職員	子育て支援員・相談員	2	1	1	
事務職員	幼稚園事務一般	1	1		
栄養士	食育全般の給食計画及び栄養管理	1		1	
調理員	調理	3	3		
学校医	内科・眼科・耳鼻科・歯科・薬剤師	5		5	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第86号）（以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。（ただし、入退社等の理由により、員数は変動することがあります。）

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
主幹幼稚園教諭	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
指導教諭	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
幼稚園教諭	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
教育補助職員	正規の勤務時間帯（9：00～14：00）
その他の職員	正規の勤務時間帯（14：00～18：30）
その他の職員	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
事務職員	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）

※ シフトにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務等の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の園児	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（※注1）、春、夏、冬期の長期休業日、行事代休、創立記念日、その他園長が必要と認める日（※注2）
2号認定こども	3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする園児	日曜日、祝祭日及び年末年始（※注1）
3号認定こども	2歳児で保育を必要とする園児	その他の休園（※2）

（※注1）12月29日から1月3日

（※注2）家庭協力日（創立記念日、お盆休み、その他園行事と重なる日及び幼稚園が必要と認めた日）があります。2・3号認定の方は、家庭での保育のご協力をお願いします。やむを得ず保育が必要な方は、就労証明書が必要となります。

また台風等災害時、家庭で保育可能であれば臨時休園する場合があります。但し幼稚園が園児の安全を確保することが困難な場合は、やむなく休園とする場合があります。その場合は、随時ご案内いたします。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

① 平日（通常保育期間）

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定こども	教育標準時間 (概ね5時間程度)	9時～14時（※注1）
2号認定こども 3号認定こども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分（※注2）
	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時（※注3）

（※注1）行事により保育時間が多少変更有ります。上記時間以外で保育を必要とされる場合は、時間外保育を利用することもできます。（時間外保育設定時間内、別途利用者負担が必要となります。）

（※注2）7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（※注3）8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）

② 土曜日（通常保育期間）

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定こども	教育標準時間	なし
2号認定こども 3号認定こども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分（※注1、3）
	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時（※注2、3）

（※注1）7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。就労証明書が必要になります。

（※注2）8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。就労証明書が必要になります。16時以降の時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。

（※注3）但し、お子さまとの触れ合いを大切にしていきたいので、ご両親のどちらか一方がお休みの場合は家庭での保育をお願い致します。

土曜保育ご希望の方は「土曜日保育申請書」にご記入の上、必ず前月25日迄にご提出下さい。ご提出のない場合、ご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

③ 長期休業期間中（年末年始、その他園が指定した日は除く）

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定こども	教育標準時間	なし（※注1）
2号認定こども 3号認定こども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分（※注2）
	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時（※注3）

（※注1）保育を必要とされる場合は、時間外保育を利用することもできます。（時間外保育設定時間内、別途利用者負担が必要となります。）土曜日は利用できません。長期休業中は別途給食費を頂戴いたします。

（※注2）7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。就労の場合のみ利用可能です。

（※注3）8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。就労の場合のみ可能です。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。）

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社シンエイフードに委託し行います。）

(2) 食事の提供を行う日

月～金曜日に食事の提供を行います。

（※但し、月に1回「手作り弁当日」（第2金曜日）があります。これは子どもたちの育成に必要と考えています。）

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
2歳児	10時頃	12時頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃（※注1）	
4歳児		12時頃	15時頃（※注1）	
5歳児		12時頃	15時頃（※注1）	

（※注1 2・3号認定/1号認定時間外利用者のみです）

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 行事等の理由により、時間を変更する場合があります。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

※ 毎回献立表にチェックをし、提出して頂きます。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当該市町村が定める利用者負担額（月額）は無償です。但し、3号認定こどもは支給認定を受けた市町村に対し、当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表（P11～P12）に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

（※但し、安全にお子さんをお預かりできない状況時はお断りする場合があります。その場合ご家族とよく話し合って決定します。）

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定こども

当園の未就園児教室に在籍している者は、優先して入園が決定します。

その他の入所希望者は入園説明会予約申込先着順により選考し、入園が決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定こども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) 園児が無断で12ヶ月欠席した時、又は、納付金を6ヶ月以上滞納したとき

(4) 以下に該当すると園長が判断したとき

- ・著しく当園の教育・保育の妨げになるような行為
- ・他の園児や保護者に強い不安を与えるような言葉
- ・当園に保護者自身や我が子への特別待遇やその他不当な要求
- ・当園の保護者・園児として不適切な言葉

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	小林医院
医院長名又は医師名	院長 小林立美
所在地	大阪市住吉区東粉浜3丁目31番4号
電話番号	06-6671-3856

(2) 歯科

医療機関の名称	宮井歯科医院
医院長名又は医師名	院長 宮井茂人
所在地	大阪市住吉区東粉浜3丁目16番26号
電話番号	06-6671-1066

(3) 眼科

医療機関の名称	竹安眼科医院
医院長名又は医師名	院長 竹安一郎
所在地	大阪市住吉区住吉1丁目10番24号
電話番号	06-6673-0175

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	わたなべ診療所
医院長名又は医師名	渡部泰夫
所在地	大阪市住吉区帝塚山1丁目12番20号
電話番号	06-6672-4116

(4) 薬剤師

薬剤師名	鈴木幸子
所在地	大阪市住吉区東粉浜3丁目13番9号
電話番号	06-6673-3770

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者にご連絡の上、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、年月3回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回以上、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 中谷 陽香 ・ご利用時間 10:00～ 16:00 ・電話番号 06-6671-7875 F A X 06-6671-7271 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うとともに、国の学校安全の施策と連携しながら、災害共済給付の実施によって得られる災害事故情報を活用した学校安全支援に関する業務を一体的に行うことにより、学校事故防止のための取組を推進しています。
保険金額	年額 285円(1号認定) 年額 365円(2・3号認定)

※詳しくは、別紙をご確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 こども	3歳児	50人	28人	26人
	4歳児	48人	42人	42人
	5歳児	38人	42人	42人
2・3号認定 こども	2歳児	11人	10人	10人
	3歳児	18人	20人	20人
	4歳児	18人	20人	20人
	5歳児	18人	20人	20人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	毎年度実施	良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

23 個人情報の取り扱い

- ・提出書類に記載されていることは、保育・運営に関わることがらについて使用します。
- ・個人情報の取得、利用、保管、破棄までを管理し、情報漏れおよび不正改ざん防止を徹底します。
- ・卒園などで個人情報の利用目的が達成した場合、一定期間経過後、個人情報を削除します。

24 守秘義務

本園に勤務するすべての職員は、業務上機密、個人情報に関して、在職中はもとより退職後も守秘義務を負っている事を就業規則に定めています。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 保育料について

(1) 基本保育料は、無償です。

但し、3号認定こどもは、大阪市が定める保育料（「令和6年度大阪市保育料金額表」を確認し、納めて下さい。詳しくは「住吉区役所・保健福祉センター 保健福祉課」

（TEL06-6694-9865）までお問い合わせ下さい。

(2) 特定教育・保育の提供に要する個人負担金として徴収するもの

●給食費（維持費・人件費含む）

項目	内容	月額
給食費	1号認定	
	主食費 1,472円 副食費 3,434円	満3・3歳児 4,906円
	主食費 1,598円 副食費 3,728円	4・5歳児 5,326円
	2号認定	
	主食費 2,138円 副食費 4,987円	3歳児 7,125円
	主食費 2,195円 副食費 5,120円	4・5歳児 7,315円
	3号認定	利用者負担額に含む
用品代	個人持ちで使用する用品	

※3歳児クラス以上の副食費については、年収約360万未満世帯及び第3子以降の子どもに該当する場合、副食費の支払いが免除されます。

※認定区分を問わず、年額分を12ヶ月に分納しているため、欠席等で1ヶ月食さない場合でも請求があります。

2 入園準備金について

(1) 2歳児、満3歳児、3歳児 35,000円

4歳児、5歳児 30,000円

(2) 上記、入園準備金は本園の施設運営、経費等に充当します。

(3) 全園児が対象です。

3 入園検定料について

(1) 1,000円

(2) 上記、入園検定料は手続き手数料として徴収します。

(3) 1号認定のみ対象です。

4 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育料（利用した分の利用料をお支払いいただきます。）

※時間外保育料表をご参照下さい。

【1号認定】満3・3歳児

	通常保育（月～金）	長期休業中	土曜日
7:30	1 0 0 円	1 0 0 円	
8:00	2 5 0 円	2 5 0 円	
9:00	幼児教育無償	1， 0 0 0 円	
14:00	1， 0 0 0 円		
18:00	1 0 0 円	1 0 0 円	
18:30			

※月極め16,000円

【1号認定】4・5歳児

	通常保育（月～金）	長期休業中	土曜日
7:30	1 0 0 円	1 0 0 円	
8:00	2 0 0 円	2 0 0 円	
9:00	幼児教育無償	8 0 0 円	
14:00	8 0 0 円		
18:00	1 0 0 円	1 0 0 円	
18:30			

※月極め13,000円

【新2号認定】対象者

1号認定こどもの中で時間外保育を利用する2号認定こども相当の保護者は、新2号認定の給付を受けることができます。時間外保育を利用された場合、領収書・委任状を発行しますので、利用料は一旦園に納付していただき、市を通して相当額が返金となります。

【2・3号認定 保育標準時間（7：30～18：30）】

7:30	通常保育（月～金）	長期休業中	土曜日
18:30	幼児教育・保育無償	保育無償	保育無償

※但し、長期休業中・土曜日は就労の場合のみ利用可能

【2号認定 保育短時間（8：00～16：00）】3歳児

7:30	通常保育（月～金）	長期休業中	土曜日
8:00	100円	100円	100円
16:00	幼児教育・保育無償	保育無償	保育無償
18:00	500円	500円	500円
18:30	100円	100円	100円

※但し、長期休業中・土曜日は就労の場合のみ利用可能

【2号認定 保育短時間（8：00～16：00）】4・5歳児

7:30	通常保育（月～金）	長期休業中	土曜日
8:00	100円	100円	100円
16:00	幼児教育・保育無償	保育無償	保育無償
18:00	400円	400円	400円
18:30	100円	100円	100円

※但し、長期休業中・土曜日は就労の場合のみ利用可能

【3号認定 保育短時間（8：00～16：00）】

7:30	通常保育（月～金）	長期休業中	土曜日
8:00	100円	100円	100円
16:00	幼児教育・保育無償	保育無償	保育無償
18:00	600円	600円	600円
18:30	100円	100円	100円

※但し、長期休業中・土曜日は就労の場合のみ利用可能